

（仮称）豊川市特定教育・保育施設及び 特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例骨子（案）について

平成26年7月15日（火）

豊川市 子ども課

I 子ども・子育て支援法に基づく確認制度・利用定員と運営基準について

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく設置又は事業の認可等を受けていることを前提に、施設又は事業者からの申請に基づき、市町村が子ども・子育て支援新制度における対象施設又は事業として確認し、給付による財政支援の対象とします。

具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設又は地域型保育事業者に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払うことになります。

(2) 確認制度における運営に関する基準について

教育・保育施設、地域型保育事業は、

- ① 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可基準」等を満たしていること。
- ② 子ども・子育て支援法に基づく市町村が条例で定める運営に関する基準（運営基準）を満たすこと。

が求められます。

※ 新制度の施行の際に存在する既存の認定こども園、幼稚園、保育所は、施設型給付を受け確認のあったものとみなされる（みなし確認。施行日の前日までに特段の申し出があった場合を除く。）

(参考) 「認可」と「確認」の関係について

★ 「認可」を受けた施設・事業が給付（財政措置）の対象となるために、市町村の「確認」が必要となる。

「認可」

事業を行う上で、認可権者が定める基準（設備・運営）を遵守しなければならない。

- 認定こども園：認定こども園法第 13 条等
- 幼稚園：学校教育法第 3 条
- 保育所：児童福祉法第 45 条

認可権者：都道府県・指定都市・中核市

- 家庭的保育事業等：児童福祉法第 34 条の 16

認可権者：市町村

→地域型保育事業認可基準（条例）

※ 国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ市町村が条例制定

「確認」

- ① 教育・保育施設の区分及び地域型保育の種類に応じ、認可権者が定める基準（設備・運営）を遵守しなければならない。
- ② 市町村の条例で定める運営に関する基準に従い、特定教育・保育及び特定地域型保育を提供しなければならない。

→子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（条例）

- 特定教育・保育施設の運営に関する基準
：子ども・子育て支援法第 34 条
- 特定地域型保育事業の運営に関する基準：
：子ども・子育て支援法第 46 条

※ 国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例制定



※ 認定こども園法、学校教育法、児童福祉法の条文については、すべて子ども・子育て関連 3 法による改正後のもの

支給認定



給付制度による教育・保育の提供



(参考) 子ども・子育て支援給付の類型について

(教育・保育給付のみ抜粋して掲載)

種 別		施設又は事業	類 型	認可基準	確 認
教育・保育 給付	施設型 給付	認定こども園	幼保連携型	県	市
			保育所型		
			幼稚園型		
			地方裁量型		
		幼稚園	—		
		保育所	—		
	地域型 保育給付	小規模保育事業	A 型（保育所の分園に近い類型：定員 6 人以上 19 人以下）	市	
			B 型（A 型と B 型の中間的類型：定員 6 人以上 19 人以下）		
			C 型（家庭的保育に近い類型：定員 6 人以上 1 0 人以下）		
		家庭的保育事業	（定員 5 人以下）		
		居宅訪問型保育事業	（1 対 1 が基本）		
		事業所内保育事業	小規模型（定員 19 人以下）		
			保育所型（定員 2 0 人以上）		

教育・保育施設	設置認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所
地域型保育事業	事業認可を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度の対象として、市町村が確認した教育・保育施設
特定地域型保育事業	子ども・子育て支援新制度の対象として、市町村が確認した地域型保育事業
施設型給付	認定を受けて、特定教育・保育施設を利用している子どもの保護者へ支払う給付（法定代理受領→実際には市町村から施設へ）
地域型保育給付	認定を受けて、特定地域型保育事業を利用している子どもの保護者へ支払う給付（法定代理受領→実際には市町村から事業者へ）

現状

認可外保育施設（7施設） 【県届出対象施設】	事業所内保育施設（6施設） 【県届出対象外施設】
チャイルドハウス ゆうゆ カルチャーボックス ちびっこハウス 三和 ベビーハウス ゆりかご 託児ルーム キッズルーム ねこのて豊川店 パンダルーム MUNDO INFANTIL	

地 域 型 保 育 給 付						
家庭的 保 育	小規模保育			事業所内保育		居宅訪問 型 保 育
	A型	B型	C型	保育 所型	小規 模型	

※ 定員や職員資格、設備など、現状と適合できていない部分について、調整が必要

Ⅲ （仮称）豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定に当たって

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の条例制定に当たっては、国が内閣府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年4月30日付け内閣府令第39号）、以下「府令」という。）で定める「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分に従って定める必要があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されているものの、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌（比べ合わせて、良い方を採用すること。）した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

【従うべき基準】 【府令第1条第1号から第4号まで】

- ① 確認において定める利用定員（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業）
- ② 子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連したもの

利用定員の設定方法についての考え方

確認に当たっては、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、1号・2号・3号認定の区分ごとに利用定員を定める。

（認可定員の範囲内で利用定員を設定：子ども・子育て支援法第31条、第34条）

	満3歳以上		満3歳未満
	① 1号認定 (第19条第1項第1号)	② 2号認定 (第19条第1項第2号)	③ 3号認定 (第19条第1項第3号)
特定教育・保育施設（施設型給付）			
幼保連携型認定こども園	○（※1）	○	○（※1）
幼稚園型認定こども園	○	○	○（※1）
保育所型認定こども園	○	○	○（※1）
地方裁量型認定こども園	○	○	○（※1）
保育所	（※3）	○（※2）	○（※2）
幼稚園	○	（※3）	
特定地域型保育事業者（地域型保育給付）			
小規模保育	（※3）	（※3）	○
家庭的保育	（※3）	（※3）	○
居宅訪問型保育	（※3）	（※3）	○
事業所内保育	（※3）	（※3）	○（従業員枠・地域枠）

※1 定員を設定しないことも可能

※2 ②③いずれかの設定も可能

※3 特例給付による利用形態あり

Ⅳ 「（仮称）豊川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」 骨子（案）について

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方
（１）総則				
総則	定義 （府令第２条）	この内閣府令（平成 26 年第 39 号。以下「府令」という。）において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。 （２）認定こども園 法第 7 条第 4 項に規定する認定こども園をいう。 （３）幼稚園 法第 7 条第 4 項に規定する幼稚園をいう。 （４）保育所 法第 7 条第 4 項に規定する保育所をいう。 （５）家庭的保育事業 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業をいう。 （６）小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業をいう。 （７）居宅訪問型保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。 （８）事業所内保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業をいう。 （９）支給認定 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定をいう。 （１０）支給認定保護者 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者をいう。 （１１）支給認定子ども 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。 （１２）支給認定証 法第 20 条第 4 項に規定する支給認定証をいう。 （１３）支給認定の有効期間 法第 21 条に規定する支給認定の有効期間をいう。	—	—

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
		(14) 特定教育・保育施設 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。 (15) 特定教育・保育 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育をいう。 (16) 法定代理受領 法第 27 条第 5 項（法第 28 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）又は法第 29 条第 5 項（法第 30 条第 4 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 (17) 特定地域型保育事業者 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業者をいう。 (18) 特定地域型保育 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育をいう。 (19) 特別利用保育 法第 28 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育をいう。 (20) 特別利用教育 法第 28 条第 1 項第 3 号に規定する特別利用教育をいう。 (21) 特別利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用地域型保育をいう。 (22) 特定利用地域型保育 法第 30 条第 1 項第 3 号に規定する特定利用地域型保育をいう。			
	一般原則 （府令第3条）	1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
		２ 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って、特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。 ３ 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ４ 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。			
(２) 特定教育・保育施設の運営に関する基準					
利用定員に関する基準	利用定員 （府令第4条）	認定こども園（特定教育・保育施設） 利用定員 20人以上 <u>利用定員の区分</u> 1号認定子ども（保育の必要のない満3歳以上の子ども） 2号認定子ども（保育の必要のある満3歳以上の子ども） 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども） ※3号認定子どもは「満1歳に満たない子ども」「満1歳以上満2歳に満たない子ども」に区分 幼稚園（特定教育・保育施設） <u>利用定員の区分</u> 1号認定子ども（保育の必要のない満3歳以上の子ども） 保育所（特定教育・保育施設） 利用定員 20人以上 <u>利用定員の区分</u> 2号認定子ども（保育の必要のある満3歳以上の子ども） 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども） ※3号認定子どもは「満1歳に満たない子ども」「満1歳以上満2歳に満たない子ども」に区分	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
運 営 に 関 す る 基 準	内容及び手続 の説明及び同意 （府令第5条）	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供開始に際しては、利用申込みのあった支給認定保護者に対して、事前説明を行った上で、同意を得なければならない。事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に行う。 〈事前説明を要する事項（施設・事業の選択に資すると認められる事項） ・ 運営規程の概要 ・ 職員の勤務体制 ・ 利用者負担	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当である ことから、国基準どおりと する。
		特定教育・保育施設は、利用申込みのあった支給認定保護者の申出に対応して、パンフレット、説明書などの文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当である ことから、国基準どおりと する。
	利用申込みに 対する正当な 理由のない提 供拒否の禁止 等 （府令第6条）	1 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 〈正当な理由〉 ・ 定員に空きがない場合 ・ 定員を上回る利用の申込みがあった場合 ・ その他特別な事情があった場合 2 特定教育・保育施設は、定員を上回る利用の申込みがあった場合、国の定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考方法についてはあらかじめ、支給認定保護者に明示しなければならない。 1号認定子ども（保育の必要のない満3歳以上の子ども）の場合 ① 抽選 ②先着順 ③ 建学の精神等設置者の理念 ＊ その他特別な事情（特別な支援が必要な子どもの状況と施設の受入れ・体制、利用者負担の滞納、設置者による通園標準地域の設定、保護者とのトラブルなど、今後、国が慎重に整理し、運用上の取扱いを定めることとしている。）	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当である ことから、国基準どおりと する。

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方	
		2号認定子ども （保育の必要のある満3歳以上の子ども）及び 3号認定子ども （保育の必要のある、満3歳未満の子ども） の場合 市町村が利用調整を行う。保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考する。			
		3 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
あっせん、調整及び要請に対する協力 （府令第7条）	1 特定教育・保育施設は、当該教育・保育施設の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り、協力しなければならない。 2 認定こども園又は保育所は、2号認定又は3号認定の子どもに係る施設の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り、協力しなければならない。 （あっせん及び要請）児童福祉法第42条第1項 （調整及び要請）児童福祉法第24条第3項	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
受給資格等の確認 （府令第8条）	特定教育・保育施設は、支給認定保護者の受給資格を確認するため当該特定教育・保育施設の利用開始に当たって、支給認定証の確認を行うこととする。 〈確認事項〉 ・支給認定の有無 ・認定の区分 ・有効期間 ・保育の必要量など	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
支給認定の申請に係る援助 （府令第9条）	1 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて、速やかに申請がされるように援助を行わなければならない。 2 支給認定の変更の申請については、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、有効期間満了日の30日前に行われるように必要な援助を行わなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
心身の状況等の把握 （府令第10条）		特定教育・保育施設は、支給認定子どもの心身の状況、その他置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
小学校等との連携 （府令第11条）		特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校又は他の特定教育・保育施設等に円滑に接続できるよう、子どもの情報の提供を行うとともに、密接な連携に努めなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
教育・保育の記録の提供 （府令第12条）		特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
利用者負担額等の受領 （府令第13条）		1 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担の支払を受けるものとする。 2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る費用基準額の支払を受けるものとする。 3 特定教育・保育施設は、1及び2のほか、特定・教育保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 4 1～3のほか、支払を受けることができる「特定教育・保育に係る便宜に要する費用」 （1）日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 （2）特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 （3）食事の提供に要する費用（3号認定の子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、2号認定の子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方										
		（４）特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 （５）そのほか、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの ５ 特定教育・保育施設は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を支給認定保護者に対し交付しなければならない。 ６ 特定教育・保育施設は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、《４ 特定教育・保育に係る便宜に要する費用》の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。												
施設型給付費等の額に係る通知等（府令第14条）	１ 特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知しなければならない。 ２ 特定教育・保育施設は、法定代理受領を行わず、支給認定保護者から施設型給付費の支払を受ける場合は、提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「特定教育・保育提供証明書」を支給認定保護者に交付しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。										
特定教育・保育の取扱方針（府令第15条）	特定教育・保育施設は、それぞれの要領又は指針に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなければならない。 <table><tr><th>特定教育・保育施設</th><th>要 領 又 は 指 針</th></tr><tr><td>幼保連携型認定こども園</td><td>幼保連携型認定こども園教育・保育要領</td></tr><tr><td>認定こども園</td><td>（幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ）幼稚園教育要領、保育所保育指針</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>幼稚園教育要領</td></tr><tr><td>保育所</td><td>保育所保育指針</td></tr></table>	特定教育・保育施設	要 領 又 は 指 針	幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	認定こども園	（幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ）幼稚園教育要領、保育所保育指針	幼稚園	幼稚園教育要領	保育所	保育所保育指針	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
特定教育・保育施設	要 領 又 は 指 針													
幼保連携型認定こども園	幼保連携型認定こども園教育・保育要領													
認定こども園	（幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ）幼稚園教育要領、保育所保育指針													
幼稚園	幼稚園教育要領													
保育所	保育所保育指針													

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方											
特定教育・保育に関する評価等 （府令第16条）	1 特定教育・保育施設は、自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定教育・保育施設は、定期的に保護者その他当該特定・教育施設の関係者（職員を除く）による評価又は外部の者の評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善に努めなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。												
相談及び援助 （府令第17条）	特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又は保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行わなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。												
緊急時等の対応 （府令第18条）	特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の措置を講じなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。												
支給認定保護者に関する市町村への通知 （府令第19条）	特定教育・保育施設は、給付（委託費）を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。												
運営規程 （府令第20条）	特定教育・保育施設は、施設の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。 <table><tr><td colspan="2">〈規程に定める重要事項〉</td></tr><tr><td>①</td><td>施設の目的及び運営の方針</td></tr><tr><td>②</td><td>提供する特定教育・保育の内容</td></tr><tr><td>③</td><td>職員の職種、員数及び職務の内容</td></tr><tr><td>④</td><td>特定教育・保育を提供する日（1号認定区分について学期を含む。）及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</td></tr><tr><td>⑤</td><td>利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）</td></tr></table>	〈規程に定める重要事項〉		①	施設の目的及び運営の方針	②	提供する特定教育・保育の内容	③	職員の職種、員数及び職務の内容	④	特定教育・保育を提供する日（1号認定区分について学期を含む。）及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）	⑤	利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
〈規程に定める重要事項〉																
①	施設の目的及び運営の方針															
②	提供する特定教育・保育の内容															
③	職員の職種、員数及び職務の内容															
④	特定教育・保育を提供する日（1号認定区分について学期を含む。）及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）															
⑤	利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）															

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方												
		<table><tr><td>⑥</td><td>利用定員（確認制度上の定員設定）</td></tr><tr><td>⑦</td><td>特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）</td></tr><tr><td>⑧</td><td>緊急時等における対応方法</td></tr><tr><td>⑨</td><td>非常災害対策</td></tr><tr><td>⑩</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td></tr><tr><td>⑪</td><td>その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</td></tr></table>	⑥	利用定員（確認制度上の定員設定）	⑦	特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）	⑧	緊急時等における対応方法	⑨	非常災害対策	⑩	虐待の防止のための措置に関する事項	⑪	その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項			
⑥	利用定員（確認制度上の定員設定）																
⑦	特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）																
⑧	緊急時等における対応方法																
⑨	非常災害対策																
⑩	虐待の防止のための措置に関する事項																
⑪	その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項																
勤務体制の確保等 （府令第21条）	1 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに直接影響を及ぼさない業務以外については、当該施設の職員によって、特定教育・保育を提供しなければならない。 3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。													
定員の遵守 （府令第22条）	特定教育・保育施設は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。 〈やむを得ない事情〉 ・年度途中における需要増大への対応 ・優先利用子どもに対する措置 ・他の特定教育・保育施設等の定員縮小に伴う利用調整など	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。													
掲示 （府令第23条）	特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。													

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
	支給認定子どもを平等に取り扱う原則 （府令第24条）	特定教育・保育施設は、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	虐待等の禁止 （府令第25条）	特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、虐待（暴行、わいせつ、減食、放置、心理的外傷等）その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	懲戒に係る権限の濫用禁止 （府令第26条）	特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の管理者は、児童福祉法第47条第3項の規定により、懲戒に関し、支給認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用してはならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	秘密保持等 （府令第27条）	1 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 特定教育・保育施設は、当該施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により、当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	情報の提供等 （府令第28条）	1 特定教育・保育施設は、施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に施設を選択することができるように、施設の特定教育・保育の内容に関する情報の提供に努めなければならない。 2 特定教育・保育施設は、施設を広告するに当たっては、虚偽なもの又は誇大なものとしてはならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
利益供与等の禁止 （府令第29条）	特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者又は職員に対し、小学校就学前子ども・その家族に対して特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。また、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	参酌基準		国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
苦情解決 （府令第30条）	1 特定教育・保育施設は、支給認定子ども又は支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録しなければならない。 2 特定教育・保育施設は、支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 3 特定教育・保育施設は、市町村が行う報告又は帳簿書類等の提出若しくは提示の命令又は市町村職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類等の検査に応じ、及び支給認定子ども等のからの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。	参酌基準		国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
地域との連携等 （府令第31条）	特定教育・保育施設の運営に当たっては、地域住民又はその他自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	参酌基準		国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
事故発生の防止及び発生時の対応 （府令第32条）	1 特定教育・保育施設は、事故の発生（再発）を防止するために次のような措置を講じなければならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
	事故の発生（再発）防止のための措置				
	①				事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備
	②				事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備
	③				事故発生の防止のための委員会及び定期的な職員に対する研修の実施
	2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な装置を講じなければならない。				
	3 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しておかなければならない。				
	4 特定教育・保育施設は、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。				
会計の区分 （府令第33条）	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の会計と区分しなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
記録の整備 （府令第34条）	1 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
	2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。				
	特定教育・保育に関する記録（完結の日から5年間保存）				
	①				特定教育・保育の提供に当たっての計画
	②				提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
	③				支給認定保護者に関する市町村への通知に係る記録
	④				苦情の内容等の記録
	⑤				事故の状況及び事故の際に採った処置の記録

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
特 例 施 設 型 給 付 費 に 関 す る 基 準	特別利用保育 の基準 （府令第35条）	1 特定教育・保育施設は、特別利用保育（1号認定の子どもが保育所に入所する場合）を提供する場合には、職員の配置、設備、教育・保育の内容は、当該特定教育・保育施設で定員を設定している認定区分の子どもと同じ運営基準等を遵守しなければならない。 2 1号認定に該当する子どもの数及び保育所を現に利用している2号認定の子どもの総数が2号認定の子どもの利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準（優先利用並びに調整及び要請の規定を除く。）の規定を適用する。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	特別利用教育 の基準 （府令第36条）	1 特定教育・保育施設は、特別利用教育（2号認定の子どもが幼稚園に入園する場合）を提供する場合には、学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する運営基準等を遵守しなければならない。 2 2号認定に該当する子どもの数及び幼稚園を現に利用している1号認定の子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の数を超えないものとする。 3 特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、特定教育・保育施設の運営に関する基準（優先利用並びに調整及び要請の規定を除く。）の規定を適用する。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目	国 基 準		市基準（案）	市の考え方
（３）特定地域型保育事業の運営に関する基準				
利用定員に関する基準	利用定員 （府令第37条） 家庭的保育事業 利用定員 1人以上5人以下 利用定員の区分 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども） ※「満1歳に満たない子ども」「満1歳以上満2歳に満たない子ども」に区分 小規模保育事業 A型・B型 利用定員 6人以上19人以下 利用定員の区分 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども） ※「満1歳に満たない子ども」「満1歳以上満2歳に満たない子ども」に区分 C型 利用定員 6人以上10人以下（経過措置：H32.3.31までは15人以下） 利用定員の区分 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども） ※「満1歳に満たない子ども」「満1歳以上満2歳に満たない子ども」に区分 居宅訪問型保育事業 利用定員 1人 利用定員の区分 3号認定子ども（保育の必要のある満3歳未満の子ども）	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意 （府令第38条） 1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対して、事前説明を行った上で、同意を得なければならない。事前説明の方法は、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に行う。 〈事前説明を要する事項〈事業の選択に資すると認められる事項〉〉 ・運営規程の概要 ・連携施設の種類、名称、連携協力の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
		2 特定地域型保育事業者は、利用申込者の申出に対応して、パンフレット、説明書などの文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも可能とする。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
正当な理由のない提供拒否の禁止等 （府令第39条）	1 特定地域型保育事業者は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 〈正当な理由〉 ・定員に空きがない場合 ・定員を上回る利用の申込みがあった場合 ・その他特別な事情があった場合	2 特定地域型保育事業者は、定員を上回る利用の申込みがあった場合、保育の必要性の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもを優先的に利用できるよう、選考するものとするが、選考方法についてはあらかじめ支給認定保護者に明示しなければならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	3 特定地域型保育事業者は、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。		参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
あっせん、調整及び要請に対する協力 （府令第40条）	1 特定地域型保育事業者は、地域型保育事業の利用について、市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 2 地域型保育事業者は、3号認定の子どもに係る特定地域型保育事業の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （あっせん及び要請）児童福祉法第54条第1項 （調整及び要請）児童福祉法第24条第3項		従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方				
心身の状況等の把握 （府令第41条）	特定地域型保育事業者は、支給認定子どもの心身の状況、その他置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。				
特定教育・保育施設等との連携 （府令第42条）	1 地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいては、この限りでない。 ＜家庭的保育、小規模保育、事業所内保育（定員 19 人以下）の連携内容＞ ア 集団保育を体験させるための機会、相談、助言その他の保育の内容に関する支援 イ 必要に応じて、代替保育（職員の病気、休暇等の場合）の提供 ウ 子ども（事業所内保育は、従業員以外の子どものに限る。）を、保育の提供の終了に際して、支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き、連携・協力を行っている連携施設において受け入れて特定教育・保育を提供すること。 ＜居宅訪問型保育の連携内容＞ 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児の保育を行う場合にあっては、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設を適切に確保すること。 【参考】下記例示のように確実な履行が担保されるべき事項については、協定書（契約書、覚書等）の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか、情報公開項目として明示するものとする。 <table><tr><td>保育の内容</td><td>・ 連携施設からの給食の外部搬入を行う場合 ・ 合同で嘱託医による健診を受ける場合 など</td></tr><tr><td>保育提供の終了後の受け皿</td><td>・ 連携施設に優先的な利用枠を設ける際に経費が必要となる場合など</td></tr></table> ※定員 20 人以上の事業所内保育は、連携施設の確保を要しない。	保育の内容	・ 連携施設からの給食の外部搬入を行う場合 ・ 合同で嘱託医による健診を受ける場合 など	保育提供の終了後の受け皿	・ 連携施設に優先的な利用枠を設ける際に経費が必要となる場合など	従うべき基準	国基準どおり ただし書中、「離島その他の地域であって、」を削る。	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
保育の内容	・ 連携施設からの給食の外部搬入を行う場合 ・ 合同で嘱託医による健診を受ける場合 など							
保育提供の終了後の受け皿	・ 連携施設に優先的な利用枠を設ける際に経費が必要となる場合など							

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方	
		2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
利用者負担額等の受領 （府令第43条）	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、支給認定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。 3 特定地域型保育事業者は、1 及び 2 のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。 4 1～3 のほか、支払を受けることができる「特定地域型保育に係る便宜に要する費用」 ア 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用 イ 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用 ウ 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 エ そのほか、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの 5 特定地域型保育事業者は、費用の額の支払を受けた場合は、領収証を支給認定保護者に対し交付しなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、金銭の支払を求める際は、あらかじめ、金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、《4 特定地域型保育に係る便宜に要する費用》の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方																									
特定地域型保育の取扱方針（府令第44条）	特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針《保育所保育指針》に準じ、それぞれの事業の特性に留意し、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。		従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。																								
特定地域型保育に関する評価等（府令第45条）	1 特定地域型保育事業者は、自ら提供する地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。		参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。																								
運営規程（府令第46条）	特定地域型保育事業者は、事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。 <table><tr><td colspan="2">〈規程に定める重要事項〉</td></tr><tr><td>①</td><td>事業の目的及び運営の方針</td></tr><tr><td>②</td><td>提供する特定地域型保育の内容</td></tr><tr><td>③</td><td>職員の職種、員数及び職務の内容</td></tr><tr><td>④</td><td>特定地域型保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）</td></tr><tr><td>⑤</td><td>利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）</td></tr><tr><td>⑥</td><td>利用定員（確認制度上の定員設定）</td></tr><tr><td>⑦</td><td>特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）</td></tr><tr><td>⑧</td><td>緊急時等における対応方法</td></tr><tr><td>⑨</td><td>非常災害対策</td></tr><tr><td>⑩</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td></tr><tr><td>⑪</td><td>その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</td></tr></table>		〈規程に定める重要事項〉		①	事業の目的及び運営の方針	②	提供する特定地域型保育の内容	③	職員の職種、員数及び職務の内容	④	特定地域型保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）	⑤	利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）	⑥	利用定員（確認制度上の定員設定）	⑦	特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）	⑧	緊急時等における対応方法	⑨	非常災害対策	⑩	虐待の防止のための措置に関する事項	⑪	その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
〈規程に定める重要事項〉																													
①	事業の目的及び運営の方針																												
②	提供する特定地域型保育の内容																												
③	職員の職種、員数及び職務の内容																												
④	特定地域型保育を提供する日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）																												
⑤	利用料等に関する事項（費用の種類、実費徴収、上乗せ徴収の有無、理由等）																												
⑥	利用定員（確認制度上の定員設定）																												
⑦	特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）																												
⑧	緊急時等における対応方法																												
⑨	非常災害対策																												
⑩	虐待の防止のための措置に関する事項																												
⑪	その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項																												

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
勤務体制の確保等 （府令第47条）	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
	2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに直接影響を及ぼさない業務以外については、特定地域型保育事業所ごとに、当該事業所の職員によって、特定地域型保育を提供しなければならない。				
	3 特定地域型保育事業所は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。				
定員の遵守 （府令第48条）	特定地域型保育事業者は、やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて受入れを行ってはならない。 〈やむを得ない事情〉 ・年度途中における需要増大への対応 ・優先利用子どもに対する措置 ・他の特定地域型保育事業等の定員縮小に伴う利用調整など	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
記録の整備 （府令第49条）	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	参酌基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。	
	2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。				
	特定地域型保育に関する記録（完結の日から5年間保存）				
	①				特定地域型保育の提供に当たっての計画
	②				提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
	③				支給認定保護者に関する市町村への通知に関する記録
	④				苦情の内容等の記録
⑤	事故の状況及び事故の際に採った処置の記録				

項 目		国 基 準			市基準（案）	市の考え方
準用 （府令第50条）		特定教育・保育施設の次に掲げる規定については、特定地域型保育事業について準用する。			国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
		区 分	内閣府令	基 準		
		受給資格等の確認	第 8 条	参酌基準		
		支給認定の申請に係る援助	第 9 条	参酌基準		
		小学校等との連携	第 11 条	参酌基準		
		教育・保育の提供の記録	第 12 条	参酌基準		
		施設型給付費等の額に係る通知等	第 14 条	参酌基準		
		相談及び援助	第 17 条	参酌基準		
		緊急時等の対応	第 18 条	参酌基準		
		支給認定保護者に関する市町村への通知	第 19 条	参酌基準		
		掲示	第 23 条	参酌基準		
		支給認定子どもを平等に取り扱う原則	第 24 条	従うべき基準		
		虐待等の禁止	第 25 条	従うべき基準		
		懲戒に係る権限の濫用禁止	第 26 条	従うべき基準		
		秘密保持等	第 27 条	従うべき基準		
		情報の提供等	第 28 条	参酌基準		
		利益供与等の禁止	第 29 条	参酌基準		
		苦情解決	第 30 条	参酌基準		
		地域との連携等	第 31 条	参酌基準		
		事故発生の防止及び発生時の対応	第 32 条	従うべき基準		
		会計の区分	第 33 条	参酌基準		

項 目		国 基 準		市基準（案）	市の考え方
特 例 地 域 型 保 育 給 付 費 に 関 する 基 準	特別利用地域 型保育の基準 （府令第51条）	1 特定地域型保育事業者は、特別利用地域型保育（1号認定の子どもが特定地域型保育を利用する場合）を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 1号認定に該当する子どもの数及び特定地域型保育を現に利用している子どもの総数（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業者の運営に関する基準（優先利用並びに調整及び要請の規定を除く。）の規定を適用する。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	特定利用地域 型保育の基準 （府令第52条）	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（2号認定の子どもが特定地域型保育を利用する場合）を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 2号認定に該当する子どもの数及び特定地域型保育を現に利用している子どもの総数（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該子どもの数を含む。）が、利用定員の数を超えないものとする。 3 特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、特定地域型保育事業者の運営に関する基準（優先利用並びに調整及び要請の規定を除く。）の規定を適用する。	従うべき 基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

項 目		国 基 準	市基準（案）	市の考え方	
（４）附則					
附 則	特定保育所に関する特例 （府令第２条）	1 子ども・子育て支援法附則第６条第１項に規定する特定保育所については、特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。 2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第 24 条第１項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	利用定員に関する経過措置 （府令第４条）	小規模保育事業Ｃ型にあっては、この府令の施行の日から起算して５年を経過するまでの間の利用定員は、６人以上１５人以下とする。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。
	連携施設に関する経過措置 （府令第５条）	特定地域型保育事業者は、市町村が認める場合は、この府令の施行の日から５年を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができる。	従うべき基準	国基準どおり	国の示す基準が妥当であることから、国基準どおりとする。

※ 特定保育所：（法附則第６条第１項）都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所

V 施行期日

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）の施行の日とする。

※ 基準は条例で定めることを基本としていますが、機動的な対応が必要な内容又は専門性のある技術的な内容に係る項目については、規則などに委任されることがあります。

【参考】 子ども・子育て支援法（抄）

第2章 子ども・子育て支援給付 第3節 子どものための教育・保育給付 第3款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

施設型給付費	地域型保育給付費
(施設型給付費の支給) 第 27 条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な 1 日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める 1 日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。 2 特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定教育・保育施設に支給認定証を提示して当該支給認定教育・保育を当該支給認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 第 3 項から第 8 項まで 略 第 28 条（特例施設型給付費の支給） 略	(地域型保育給付費の支給) 第 29 条 市町村は、支給認定子ども（第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満 3 歳未満保育認定子ども」という。）が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満 3 歳未満認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満 3 歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。 2 特定地域型保育事業者から満 3 歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満 3 歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満 3 歳未満保育認定地域型保育を当該満 3 歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 第 3 項から第 8 項まで 略 第 30 条（特例地域型保育給付費の支給） 略

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
(特定教育・保育施設の確認) 第 31 条 第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。附則第 7 条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。 (1) 認定こども園 第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの区分 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。 3 市町村長は、第 1 項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。	(特定地域型保育事業者の確認) 第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。 2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。 3 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。 4 市町村長は、第 1 項の申請があった場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
	村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第 29 条第 1 項の確認をしてはならない。ただし、第 1 項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第 1 項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第 29 条第 1 項の確認があつたものとみなす。 （1）所在地市町村長が第 29 条第 1 項の確認をしたとき 当該確認がされた時 （2）所在地市町村長による第 29 条第 1 項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第 1 項の申請を受けた時 6 所在地市町村長による第 29 条第 1 項の確認についての第 52 条第 1 項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第 29 条第 1 項の確認の効力に影響を及ぼさない。
（特定教育・保育施設の確認の変更） 第 32 条 特定教育・保育施設の設置者は、第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る同項の確認の変更を申請することができる。 2 前条第 3 項の規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 市町村長は、前項の規定により前条第 3 項の規定を準用する場合のほか、第 27 条第 1 項の確認において定めた利用定員を変更しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に協議しなければならない。	（特定地域型保育事業者の確認の変更） 第 44 条 特定地域型保育事業者は、第 29 条第 1 項の確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る同項の確認の変更を申請することができる。 2 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、前項の確認の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
(特定教育・保育施設の設置者の責務) 第 33 条 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定教育・保育施設の設置者は、第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該特定教育・保育施設における前項の申込みに係る支給認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している支給認定子どもの総数が、当該区分に応ずる当該特定教育・保育施設の第 27 条第 1 項の確認において定められた利用定員の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る支給認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。 4 特定教育・保育施設の設置者は、支給認定子どもに対し適切な教育・保育（地域型保育を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提供するとともに、市町村、児童相談所、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（第 45 条第 4 項において「児童福祉施設」という。）、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な教育・保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。 5 特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めなければならない。 6 特定教育・保育施設の設置者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。	(特定地域型保育事業者の責務) 第 45 条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 2 特定地域型保育事業者は、前項の申込みに係る満 3 歳未満保育認定子ども及び当該特定地域型保育事業者に係る特定地域型保育事業を現に利用している満 3 歳未満保育認定子どもの総数が、その利用定員（第 29 条第 1 項の確認において定められた第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員をいう。）の総数を超える場合においては、内閣府令で定めるところにより、前項の申込みに係る満 3 歳未満保育認定子どもを公正な方法で選考しなければならない。 3 内閣総理大臣は、前項の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、満 3 歳未満保育認定子どもに対し適切な地域型保育を提供するとともに、市町村、教育・保育施設、児童相談所、児童福祉施設、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、良質な地域型保育を小学校就学前子どもの置かれている状況その他の事情に応じ、効果的に行うように努めなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、その提供する地域型保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、地域型保育の質の向上に努めなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、小学校就学前子どもの人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、誠実にその職務を遂行しなければならない。
(特定教育・保育施設の基準) 第 34 条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。	(特定地域型保育事業の基準) 第 46 条 特定地域型保育事業者は、地域型保育の種類に応じ、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項の規定により市町村の条例で定める設備及び運営についての基準（以下「地域型保育事業の認可基準」という。）を遵守しなければならない。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
(1) 認定こども園 認定こども園法第3条第1項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第9項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、同条第3項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の条例で定める要件に適合しているものとして同条第9項の規定による公示がされたものである場合に限る。）又は同法第13条第1項の規定により都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。第39条第2項及び第40条第1項第2号において「指定都市等所在幼保連携型認定こども園」という。）については、当該指定都市等）の条例で定める設備及び運営についての基準（当該認定こども園が幼保連携型認定こども園である場合に限る。） (2) 幼稚園 学校教育法第3条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準（幼稚園に係るものに限る。） (3) 保育所 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県（指定都市等又は同法第59条の4第1項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の区域内に所在する保育所（都道府県が設置するものを除く。第39条第2項及び第42条第1項第2号において「指定都市等所在保育所」という。）については、当該指定都市等又は児童相談所設置市）の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（保育所に係るものに限る。） 2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府で定める基準を参酌するものとする。	2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府で定める基準を参酌するものとする。 (1) 特定地域型保育事業に係る利用定員（第29条第1項の確認において定めるものに限る。第5項及び次条第2項において「利用定員」という。） (2) 特定地域型保育事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議するとともに、特定地域型保育の取扱いに関する部分について第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、次条第2項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第48条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前1月以内に当該特定地域型保育を受けていた者であって、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定地域型保育に相当する地域型保育の提供を希望する者に対し、必要な地域型保育が継続的に提供されるよう、他の特定地域型保育事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
(1) 特定教育・保育施設に係る利用定員（第 27 条第 1 項の確認において定めるものに限る。第 5 項及び次条第 2 項において「利用定員」という。） (2) 特定教育・保育施設の運営に関する事項であつて、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの 4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、又は変更しようとするとき、及び同項第 2 号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関する部分について第 72 条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。 5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第 2 項の規定による利用定員の減少の届出をしたとき又は第 36 条の規定による確認の辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の開始日の前 1 月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつて、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。	
(変更の届出等) 第 35 条 特定教育・保育施設の設置者は、設置者の住所その他の内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。 2 特定教育・保育の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の 3 月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。	(変更の届出等) 第 47 条 特定地域型保育事業者は、当該地域型保育事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市町村に届け出なければならない。 2 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業の利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の 3 月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。
(確認の辞退) 第 36 条 特定教育・保育施設は、3 月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。	(確認の辞退) 第 48 条 特定地域型保育事業者は、3 月以上の予告期間を設けて、その確認を辞退することができる。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
(市町村長等による連絡調整又は援助) 第 37 条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者による第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者及び他の特定教育・保育施設の設置者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。 2 都道府県知事は、同一の特定教育・保育施設の設置者について 2 以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。 3 内閣総理大臣は、同一の特定教育・保育施設の設置者について 2 以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定教育・保育施設の設置者による第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定教育・保育施設の設置者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。	(市町村長等による連絡調整又は援助) 第 49 条 市町村長は、特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。 2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について 2 以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。 3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について 2 以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。
(報告等) 第 38 条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者若しくは特定教育・保育施設の職員であった者（以下この項において「特定教育・保育施設の設置者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の職員若しくは特定教育・保育施設の設置者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者の事務所その他特定教育・保育施設の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	(報告等) 第 50 条 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定地域型保育事業者又は特定地域型保育事業であった者若しくは特定地域型保育事業所の職員であった者（以下この項において「特定地域型保育事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定地域型保育事業者若しくは特定地域型保育事業所の職員若しくは特定地域型保育事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定地域型保育事業者の特定地域保育事業所、事務所その他特定地域型保育事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
2 第 13 条第 2 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。 (勧告、命令等) 第 39 条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 第 34 条第 2 項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第 5 項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在幼保連携型認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第 5 項において同じ。）の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設の認可等（教育・保育施設に係る認定こども園法第 17 条第 1 項、学校教育法第 4 条第 1 項若しくは児童福祉法第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の認定をいう。第 5 項及び次条第 1 項第 2 号において同じ。）を行った都道府県知事に通知しなければならない。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 4 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	2 第 13 条第 2 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。 (勧告、命令等) 第 51 条 市町村長は、特定地域型保育事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。 (1) 地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (2) 第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。 (3) 第 46 条第 5 項に規定する便宜の提供を地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。 2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定地域型保育事業者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 3 市町村長は、第 1 項の規定による勧告を受けた特定地域型保育事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定地域型保育事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 4 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。 (確認の取消し等) 第 40 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第 27 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定教育・保育施設の設置者が、第 33 条第 6 項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。 (3) 特定教育・保育施設の設置者が、第 34 条第 2 項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。 (4) 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定教育・保育施設の設置者が、第 38 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第 38 条第 1 項の規定により出頭を求められこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第 27 条第 1 項の確認を受けたとき。	(確認の取消し等) 第 52 条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定地域型保育事業者に係る第 29 条第 1 項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。 (1) 特定地域型保育事業者が、第 45 条第 5 項の規定に違反したと認められるとき。 (2) 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特定地域型保育事業者が、第 46 条第 2 項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。 (4) 地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。 (5) 特定地域型保育事業者が、第 50 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (6) 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第 50 条第 1 項の規定により出頭を求められこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (7) 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第 29 条第 1 項の確認を受けたとき。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去5年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 2 前項の規定により第27条第1項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日から起算して5年を経過するまでの間は、第31条第1項の申請をすることができない。	(8) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 (9) 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。 (10) 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 (11) 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。 2 前項の規定により第29条第1項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して5年を経過するまでの間は、第43条第1項の申請をすることができない。
(公示) 第41条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定教育・保育施設の設置者の名称、当該特定教育・保育施設の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。 (1) 第27条第1項の確認をしたとき。 (2) 第36条の規定による第27条第1項の確認の辞退があったとき。 (3) 前条第1項の規定により第27条第1項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。	(公示) 第53条 市町村長は、次の掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。 (1) 第29条第1項の確認をしたとき。 (2) 第48条の規定による第29条第1項の確認の辞退があったとき。 (3) 前条第1項の規定により第29条第1項の確認を取り消し、又は確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業者
(市町村によるあっせん及び要請) 第 42 条 市町村は、特定教育・保育施設に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定教育・保育施設を利用しようとする支給認定子どもに係る支給認定保護者の教育・保育に係る希望、当該支給認定子どもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該支給認定子どもが適切に特定教育・保育施設を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定教育・保育施設の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定教育・保育施設の設置者に対し、当該支給認定子どもの利用の要請を行うものとする。 2 特定教育・保育施設の設置者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。	(市町村によるあっせん及び要請) 第 54 条 市町村は、特定地域型保育事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、支給認定保護者から求めがあった場合その他必要と認められる場合には、特定地域型保育事業を利用しようとする満 3 歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者の地域型保育に係る希望、当該満 3 歳未満保育認定こどもの養育の状況、当該支給認定保護者に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該満 3 歳未満保育認定子どもが適切に特定地域型保育事業を利用できるよう、相談に応じ、必要な助言又は特定地域型保育事業の利用についてのあっせんを行うとともに、必要に応じて、特定地域型保育事業者に対し、当該満 3 歳未満保育認定子どもの利用の要請を行うものとする。 2 特定地域型保育事業者は、前項の規定により行われるあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

《附則》 保育所に係る委託費の支払等

- 第6条 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、1月につき、第27条第3項第1号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第27条の規定は適用しない。
- 2 特定保育所における保育認定子どもに係る特定教育・保育については、当分の間、第33条第1項及び第2項並びに第42条、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第28条第2項並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第2項の規定は適用しない。
- 3 第1項の場合におけるこの法律及び国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 第1項の場合において、保育費用の支払をした市町村の長は、当該保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額を徴収するものとする。
- 5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。
- 6 第4項の規定による費用の徴収は、これを保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の居住地又は財産所在地の道府県又は市町村に嘱託することができる。
- 7 第4項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 8 第4項の規定により市町村が同項に規定する額を徴収する場合における児童福祉法及び児童手当法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。